

様式第 2 号（第 8 条関係）

利根町パブリックコメント実施結果表

1. パブリックコメント実施の概要			
政策等の名称	利根町みんなのまち基本条例（案）		
意見等募集期間	令和 4 年 8 月 2 5 日（木）から令和 4 年 9 月 2 5 日（月）まで		
意見等提出者数及び整理番号	6 名 （No.1-9～No.6-11）		
意見等提出件数	36 件		
2. 意見等の概要と実施機関の考え方			
NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	・意見等に対する実施機関の考え方 ・提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
1-1	（目的） 第 1 条 逐条解説（案） p.8	第 1 条・・・ <u>上記三者の協働</u> によるまちづくりを（下線部追加）	第 3 条において、「協働」の定義の中で「町民及び町（行政及び議会）」と定めていることから、「上記三者の」の文言は必要ないと考えるため、原文のとおりといたします。

1-2	<p>(定義) 第3条 逐条解説 (案) p.10-12</p>	<p>第3条 (2) 行政 <u>(3) 議会</u> (下線部追加)</p>	<p>「議会」は、広く一般的な用語であり、定義として定める必要はないと考えるため、原文のとおりといたします。</p>
1-3	<p>(子どものまちづくりへの参加) 第7条 逐条解説 (案) p.18</p>	<p>第3章 まちづくりの担い手 第2節 子ども (全文削除) 逐条解説には「子どもが町づくりに参加できる環境づくりを進めるといふ強い姿勢を示すため」とあるが、現時点の大人の町政不参加・無関心を改める具体的な努力がまず重要。こどもは大人の努力を見て自然に理解する。この条文は全く不要と考える。</p>	<p>原文のとおりといたします。 「子ども」と「高齢者」の規定について、検討委員会の中でも検討いたしました。「町民」の定義の中に含まれておりますが、「子ども」については、選挙権がなく、意見を町政へ反映することが難しいと思われ、子どもの権利条約でも、「子どもの参加する権利 (意見の表明)」が規定されております。 また、「子ども」を将来のまちづくりの担い手として尊重し、次世代の人材育成につなげていくとの考えから、本条文を定めていることをご理解ください。</p>
1-4	<p>(パブリックコメント) 第18条 逐条解説 (案) p.33</p>	<p>第18条 行政および<u>議会</u>は、重要な条例、計画等の発議・制定等に当たっては、(下線部追加)</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 会議録を確認したところ、第20回検討委員会において、パブリックコメントに関し、議論の中で、「行政及び議会」としての「町」とすることが、決定されておりましたので、第18条については「行政」を「町」に修正いたします。</p>

1-5	<p>(目的の共有) 第22条 逐条解説(案) p.38</p>	<p>第22条 町民及び町は、協働に当たっては、企画立案の段階から<u>実施、事後評価の段階まで十分な協議</u>を行い、(下線部追加)</p>	<p>原文のとおりといたします。 第22条は、町民と町が目的を共有し、同じ目的に向けて協働していくことを定めているものです。「実施、事後評価の段階まで十分な協議を行い」の部分については、第16条「参加のための環境づくり」の解説に記載しております。</p>
1-6	<p>(協働におけるそれぞれの役割) 第24条 逐条解説(案) p.40</p>	<p>第24条 2 住民自治組織及び町民団体等は、(下線部追加)</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 第24条全体が、住民自治組織、NPO法人、市民団体等に関する内容であることから、第24条を以下のとおり修正いたします。 【修正】 第24条 町は、住民自治組織及び公共的な課題の解決を目的とする市民団体等(以下「住民自治組織等」という。)の活動について、その自主性及び自立性を尊重し、適切な支援を行います。 2 住民自治組織等は、自主的かつ自立的な活動を行うとともに、地域課題の解決のため、町との協働に努めます。 3 町民は、住民自治組織等の役割を認識し、尊重するとともに、その活動に対して、積極的に協力するよう努めます。</p>

1-7	<p>第 6 章 町政運営 第 25 条～ 第 29 条, 第 32 条 逐条解説 (案) p.41-50</p>	<p>第 6 章 町政運営 「町政の見守りと評価」に章題と条項の記述を変更。 第 25 条～第 29 条および第 32 条(全文削除) これらの条文は、行政の所管業務の概略説明に過ぎないので不要。</p> <p>新・第 6 章 町政の見守りと評価 第 25 条 町政の見守りと評価の組織 (下記 3 案の内、いずれかの案を見守りと評価の組織とする。いずれも今後速やかに検討)</p> <p>(1) 現在の利根町監査員条例および利根町監査基準の遵守と実施の徹底 (2) 公設のオンブズマン制度の創設と実施 (3) 民間のオンブズマン制度の創設と実施</p> <p>私見では、(1) 案の現在の「利根町監査委員条例」(条例 82 号) や「利根町監査基準」(監査委員告示第 1 号) を一層励行する案が他の 2 案よりよいと思われる。</p>	<p>原文のとおりといたします。 本条例を施行することにより、政策形成(課題設定, 立案, 決定), 実施, 評価等に至るまでの過程において、町民が主体的に関わり、協働によるまちづくりを進めていくこととなります。第 16 条に規定している「参加のための環境づくり」については、本条例施行後、検討していくこととなります。</p>
-----	--	--	--

<p>1-8</p>	<p>第 6 章 町政運営 (行政評価) 第 30 条, (説明責任) 第 31 条 逐条解説 (案) p.48-49</p>	<p>第 26 条 行政と議会の評価 (旧第 30 条) (下線部追加) 評価は第 25 条に定める評価組織による行政と議会の両者への評価を前提とする。条文案は要再検討。 第 27 条 行政と議会の説明責任 (旧第 31 条) (下線部追加) 説明責任も町民への行政と議会の両者による説明を前提とする。条文内容は再検討。</p>	<p>利根町議会基本条例等、議会に関する条例については、議員提案により制定されています。議会の運営等については、本条例の施行後、議会において検討をいただくことになるかと思っておりますので、原文のとおりといたします。</p>
<p>1-9</p>	<p>(条例の普及啓発及び推進) 第 34 条, (条例の見直し) 第 35 条 逐条解説 (案) p.52-53</p>	<p>第 8 章 まちづくり推進委員会の設置 (全面改訂) (町づくり推進母体の設置) 第 34 条 町は「みんなのまちづくり」の推進のため、「利根町まちづくり推進委員会」(以下「委員会」といいます)を設置します。 2 委員会は、まちづくり推進に関する事項について、自主的または町長の諮問に応じて検討し、その結果を町長に進言または答申します。 3 町長は、委員会の進言および答申を尊重することとします。 4 委員会は地方自治に識見を有す</p>	<p>「まちづくり推進委員会」の設置については、第 35 条で条例の見直しについて規定しており、検証するための組織が今後必要となります。この組織の具体的な構成、内容については、今後検討してまいります。検討の際には、今回のご意見も参考とさせていただきます。</p>

		<p>る者、及びより一層の民主的町政の実現に意欲のある町民の合計 8 人以内の委員をもって構成します。</p> <p>5 委員の任期は 3 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が検討し町長が承認します。</p> <p><u>第 9 章 条例の見直し</u> (原案 第 8 章) (下線部追加)</p> <p>第 35 条 原文のまま</p>	
2-1	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第 2 条,</p> <p>(参加の機会)</p> <p>第 1 5 条</p> <p>逐条解説 (案)</p> <p>p.9, 29-30</p>	<p>「基本条例に書いてあることと違うじゃないか」となった場合の町民の監視と議論が必要である。運用のチェック委員会を設置すべきである。また、町民が申し出する、訴える窓口が必要である。</p>	<p>本条例の運用状況等を検証する組織については、構成員の人数、検証方法等について、今後、検討してまいります。なお、本条例の趣旨に鑑み、公募委員を含め町民の方を中心とした構成になるものと考えております。町民が申し出する方法についても、他市町村の事例を参考に検討してまいります。</p>

<p>2-2</p>	<p>(条例の位置付け) 第2条, (参加の機会) 第15条 逐条解説(案) p.9, 29-30</p>	<p>条例制定の結果、その下に位置することになる既存の条例、規則、要綱等の内容再チェック、見直しはどこがいつどのようにするのか明記すべき。</p>	<p>公募委員の募集やパブリックコメント等、既に実施している取組もあります。しかし、これらの取組が、本条例の趣旨に則ったものであるかの検証が必要となってきます。本条例の施行後、既存の条例等の確認、審議会等における公募状況等を調査し、必要に応じた見直しを行ってまいります。</p>
<p>2-3</p>	<p>第3章 まちづくりの担い手 逐条解説(案) p.15-25</p>	<p>「高齢者」の節を設け、高齢者のまちづくりへの参加と高齢者を大事にする町政を掲げるべきである。</p>	<p>原文のとおりといたします。 「子ども」と「高齢者」の規定について、検討委員会の中でも検討いたしました。両者とも「町民」の定義の中に含まれておりますが、「子ども」については、選挙権がなく、意見を町政へ反映することが難しいと思われ、子どもの権利条約でも「子どもの参加する権利(意見の表明)」が規定されていることから、「子ども」についてのみ採用しております。</p>
<p>2-4</p>	<p>第6章 町政運営 逐条解説(案) p.41-50</p>	<p>この町の主産業だった農業の衰退とベッドタウン化の経緯があって、県第2位の高齢化率となった町の特徴を認識したまちづくりが必要。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 まちづくりに関する具体的な内容については、総合振興計画、都市計画マスタープラン等の計画に定められるものになります。計画策定(見直し)時の参考とさせていただきます。</p>

2-5	<p>(住民投票) 第20条 逐条解説(案) p.36</p>	<p>住民による直接請求の運用は現実的にはハードルが極めて高い。町民の幅広い多数の参加を期待するならば、住民投票について、町長の実施権に加えて、「住民投票実施請求権」を住民に付与すべきである。</p>	<p>本条例を施行することにより、政策形成(課題設定,立案,決定),実施,評価等に至るまでの過程において、町民が主体的に関わり、協働によるまちづくりを進めていくこととなります。</p> <p>住民投票については、解説に記載のとおり、町民の意思を直接確認するため、町長が住民投票を実施できることとしております。実施の際には、個別事案ごとに条例を制定し、実施することとしています。直接請求権については、地方自治法に請求権が定められており、これにより住民投票の実施を請求することが可能であるため、現時点においては、原文のとおりといたします。</p>
3-1	<p>(参加のための環境づくり) 第16条の解説 逐条解説(案) p.31</p>	<p>今後の方向性として、町民が参加できる具体的内容、その方法などを定める「町民参加条例」などの制定を視野に入れておくことが必要だと思います。その方向性を解説の中に盛り込むことはできないでしょうか。</p>	<p>現在町民が参加できる具体的内容、その方法等については、すでに本町で制定している「利根町パブリックコメント手続実施要綱」や「審議会等委員の公募・選考基準」を改正するなどして進めてまいりたいと考えております。</p>

<p>3-2</p>	<p>(危機管理) 第32条第1項 の解説1 逐条解説(案) p.50</p>	<p>第1項の「町民」は、第1義的には個々の町民が災害に対して備えること(自助)が基本となりますが、「町民は、」「協働して」と続いていることから、町民同士の共助(互助)が読み取れます。解説の中に、自助だけでなく、共助(互助)を入れたほうがいいと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、「共助」についても含まれますので、下記のとおり解説を修正いたします。</p> <p>【修正】</p> <p>1 町民一人ひとりが、<u>平常時から防災意識の向上に努め、自分の安全は自分で守ること(自助)を定めています。しかしながら、大規模な災害等であればあるほど、公助による救助活動が行き渡るまでには時間を要することが考えられます。このため、地域の安全確保という点から、町民同士が協働して災害等に備えること(共助)についても定めています。</u></p>
<p>3-3</p>	<p>(条例の普及啓発及び推進) 第34条の解説 逐条解説(案) p.52</p>	<p>いかに町民に周知するかがカギとなると思います。広報誌への連続掲載とともに、条例制定後、施行までの間に、更に、複数回の住民説明会を実施してもいいと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、本条例をいかに町民に周知していくのかという点は、重要であると考えております。本条例の制定後、施行までの間に、概要版を作成し、各戸配布を行う予定です。住民説明会については、実施する予定は、現在のところありませんが、出前講座により対応するなど、本条例の趣旨がより多くの町民に理解していただけるよう努めてまいります。</p>
<p>3-4</p>	<p>(条例の見直し) 第35条 逐条解説(案) p.53</p>	<p>条例の推進や運用状況を検証し、見直しなどを検討する常設の委員会を設置し、定期的にチェックすることが必要だと思います。第35条に関しての規則を設けて「みんなのまち基本条例推進委員会」を設置するのはどうでしょうか。</p>	<p>本条例の運用状況等を検証する組織については、構成員の人数、検証方法等について、今後、検討してまいります。なお、本条例の趣旨に鑑み、公募委員を含め町民の方を中心とした構成になるものと考えております。</p>

4-1	<p>(子どものまちづくりへの参加) 第7条 逐条解説(案) p.18</p>	<p>子どもたちにも参加の機会を与える、この度の条例案を支持します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 第7条に子どものまちづくりへの参加を規定しておりますので、子どもの参加の機会の提供に努めてまいります。</p>
4-2	<p>(危機管理) 第32条 逐条解説(案) p.50</p>	<p>カルト教団や反社会的勢力に対する規制をする中身の条例を盛り込むべきであると思います。</p>	<p>第32条第3項において、災害等に対する町の危機管理体制について定めています。「災害等」とは、解説に記載のとおり、自然災害だけではなく、あらゆる事態を指すものとしており、反社会的勢力等への対応についても含まれるものであることから、原文のとおりといたします。</p>
5-1	<p>条例のタイトル</p>	<p>名称がより町民に親しみやすくわかりやすいとあるが、住民の自治とは何ぞやを明確にするために、自治基本条例であることを示すべき。「利根町みんなのまち基本条例」の脇に()書きで、(自治基本条例)と添えて欲しい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 逐条解説の表紙を下記のとおり修正いたします。 【修正】 利根町みんなのまち基本条例 <u>(自治基本条例)</u> 逐条解説</p>

5-2	<p>(条例の位置付け) 第2条 逐条解説(案) p.9</p>	<p>「最大尊重するものとします」とあるが、この条例は本町の最高法規としての性質を持つ条例と明文化して欲しい。尊重ではあまい。</p>	<p>原則としてすべての条例は同列のものとして扱われており、「利根町みんなのまち基本条例」も同様となります。しかしながら、まちづくりにおける基本的事項等を定める条例であるという趣旨を考慮し、その実効性を担保するため、「町民、議会、行政は本条例の趣旨を最大限尊重しなければならない」という規定を設けております。</p> <p>住民説明会の中で、委員長より、「最高法規」という表現より「最高規範」の方が正しいとの説明がありましたので、逐条解説中の「最高法規」は「最高規範」に修正いたします。</p>
5-3	<p>(参加の機会) 第15条 逐条解説(案) p.29</p>	<p>「町は多様な参加の機会を提供し…」とあり、傘下の定義付けは、第3条に書かれているが、この15条では明確に「住民の多様な参加の機会を提供し…」と誰の参加なのかを明確に明文化して欲しい。</p>	<p>第3条の定義において、「参加」とは「・・・において、町民が主体的に関わることをいいます。」と定めておりますので、原文のとおりといたします。</p>
5-4	<p>(健康の推進) 第28条の参考 逐条解説(案) p.46</p>	<p>健康づくりの活動・取組の一部としていろいろと書かれているが、介護予防事業として大事な「住民交流通いの場事業」が書かれていない。軽視されている感じがする。一部とあるがつけ加えるべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>解説の参考に「住民交流通いの場事業」を追加いたします。</p>

5-5	その他	<p>この条例が最高法規としての性質を持つが、この条例に違反したらどんな処罰を受けるのか。またこの条例に違反しているのかどうか判断したり検証したりするのは誰か。そんな担保がないとお飾りの条例となってしまう。</p>	<p>本条例の運用状況等を検証する組織については、構成員の人数、検証方法等について、今後、検討してまいります。なお、本条例の趣旨に鑑み、公募委員を含め町民の方を中心とした構成になるものと考えております。町民が申し出する方法についても、他市町村の事例を参考に検討してまいります。</p>
6-1	<p>(目的) 第1条の解説 逐条解説(案) p.8</p>	<p>(意見) 最終段落の末文に広い意味での「まち」を指すものとし、「まちづくり」として記載されていますので、広域行政、一般事務組合や指定管理者についても記載しておいたほうが良いと思います。</p> <p>(理由) 今後、新しい時代(society5.0)の仕組みづくりや人材の育成・活用で下位の条例や要綱等を策定するための根拠となるので、総則に記載しておいた方がよいと考えるから。 さらに、今後増々、町の事務について、広域化が多くなると予想され、町の管理体制も問われることになると考えるから。</p>	<p>原文のとおりといたします。</p> <p>本条例は、あくまで「利根町」の条例であり、一般的に本条例が影響を及ぼすのは、本町に限られております。広域行政や一部事務組合については、構成市町村の議決を要することとなるので、解説に記載する「まち」とは異なります。</p> <p>なお、行政の広域化という点については、第33条の規定により、包括されるものと考えますが、解説に一部事務組合に関する文言を追加いたします。</p>

6-2	<p>(条例の位置付け) 第2条の参考 逐条解説(案) p.9</p>	<p>(意見) 広域自治体、一般事務組合や関係各種団体及び企業との協定、取り決め等についても図中に記載した方がよいと思いますが？ (理由) この条例は、本町の最高法規性を持つ条例のため外部との取り決めについても記載した方がよいと思うから。</p>	<p>【6-1】と同じ考えになります。</p>
6-3	<p>第2章 基本理念 (基本理念) 第4条第2項 逐条解説(案) p.13-14</p>	<p>(意見) (基本理念) 第4条の2項に(4)を以下の文章で追加したら如何でしょうか？ (4) 政策過程の合意形成により、目的の共有を図ること。 (理由) 町全体でのベクトルが同じ方向でなければ協力はありえないし、社会的生産性が生まれなため。目的の共有は、協働に当たっての前提条件と云っても過言ではないと思います。</p>	<p>原文のとおりといたします。 第4条では、町のまちづくりの基本理念を定めており、第22条において、町民と町が協働するに当たっての目的の共有について定めております。</p>

6-4	<p>第13条の関係 法令 逐条解説（案） p.26-27</p>	<p>（意見） 第13条は、町は、公正で開かれた町政を推進するため、町の保有する情報について、適切な情報公開及び情報提供を行うことにより、情報の共有化を図ります。と記載されており、町が主語となっているので、【関係法令】に利根町情報公開条例に併記して、利根町議会基本条例を記載した方がいいと思います。</p> <p>（理由） 本条例第4章情報共有は、町民にとって非常に重要で、「情報なくして参加なし、参加なくして協働なし」なので、情報共有を担保するうえでも、是非、利根町議会基本条例の記載が重要と考えるから。</p>	<p>利根町情報公開条例で定める実施機関には、議会が含まれておりますので、解説の関係法令に「利根町情報公開条例第2条（実施機関）」を追加しました。「町」については、第3条の定義で「行政及び議会」としておりますので、原文のとおりといたします。</p>
-----	---	---	--

<p>6-5</p>	<p>第15条の解説 逐条解説（案） p.29-30</p>	<p>（意見） 解説の2段落目の文章まちづくりへの参加とはの後に「<u>政策形成（課題設定、立案、決定）実施及び評価の過程において、町民主体の各委員会や各グループが状況に応じて</u>」町に対して意見を表明するといった…。「 」文章を追加記載したら如何でしょうか？</p> <p>（理由） 第16条（P31）で参加とはを解説しており第15条（参加の機会）を明確に保障するため。 例えば、町民参加条例集を策定し、是非、町民主体の参加の機会を担保する。</p>	<p>第16条の解説に記載しておりますので、第15条の解説においても下記のとおり修正いたします。</p> <p>【修正】 「まちづくりへの参加とは、<u>政策形成（課題設定、立案、決定）、実施及び評価の過程において、町に対して意見を表明するといった直接的な形態に限らず</u>」</p>
<p>6-6</p>	<p>第15条の参考 逐条解説（案） p.29-30</p>	<p>（意見） 【参考】具体的なまちづくりの参加の形態例の6番目に以下の文章を追加したら如何でしょうか？ ・町民がつくる各委員会や各グループ活動への参加</p> <p>（理由） 前項の【解説】内容を踏まえ、町</p>	<p>「町民がつくる各委員会や各グループ活動」については、参考例がなく、参加の形態として記載ができないため、原文のとおりいたします。</p>

		民が主体的に政策形成等に参加出来ることを啓蒙できるため。	
6-7	第18条の関係法令 逐条解説（案） p.33-34	<p>利根町パブリックコメント手続実施要項第2条（1）について、文章を以下の通り変更したら如何でしょうか？</p> <p>（1）パブリックコメント手続 町の政策等の意思決定過程において、その案の趣旨、内容等を広く公表し、<u>原則とし事前に説明会等を行ったうえで</u>、町民等から意見及び情報（以下「意見等」という）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。</p> <p>（理由）</p> <p>パブリックコメント対象となる政策等は非常に重要なものばかりで、事前の説明なしでは多少経緯を知っていたとしても、非常にハードルが高いため、参加者が少ないのだと思います。</p> <p>私の経験からも（支援者があり、2年間で12本のパブコメに参加した）今のままだと町民の責務を果たすう</p>	<p>住民説明会については、パブリックコメント手続の対象となる政策等のすべてとするか、または特に重要な政策等に限定するのか、今後、検討していくこととなります。利根町パブリックコメント手続実施要綱の見直し、検討の際の参考とさせていただきます。</p>

		えでも非常にハードルが高いです。 能力不足かもしれませんが。	
6-8	第18条の参考 逐条解説（案） p.33-34	<p>（意見）</p> <p>これまでにパブリックコメントを実施した条例、計画等の例の文章を以下のように変更する。</p> <p>●<u>パブリックコメントの対象となる条例、計画等の例</u></p> <p>【参考】の・の6項の後に次の3項目を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利根町議会基本条例 ・行政改革大綱 ・教育大綱 等 <p>（理由）</p> <p>本条例での重要な条文 P26 第13条（情報共有）や P29 第15条（参加の機会）において、議会の役割が具体的に見えない。</p> <p>P33 第18条の【関係法令】（定義）第2条の（1）及び P34（対象）第3条の（1）、（2）、（5）において、町の政策、町全体、町の基本的な等、町と云う文言が多く出てくる。本条例</p>	<p>原文のとおりといたします。</p> <p>解説では、パブリックコメントを実施した条例、計画等を例示しています。議会基本条例については、議員提案により制定するものですので、議会で判断していただくものになります。</p>

		では、町の定義は、議会を含むため。	
6-9	第20条全般 逐条解説（案） p.36	<p>（意見）</p> <p>（住民投票）について、条文及び【解説】、【参考】について、もう少し具体的に記載した方が良いのではないのでしょうか？</p> <p>（理由）</p> <p>私自身法律的な知識が不十分なため、全体を読んでも理解できなかったため。</p> <p>私の視点は、①二元代表制を補完するための住民投票制度の法的根拠②憲法第14条1項③法の安定性等を踏まえて、個人的に理解できなかった。</p> <p>私の視点を踏まえたうえで、内容を読んで理解できた他自治体の住民投票に関する記載内容を一部切り取りですが紹介させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十日町市まちづくり基本条例（平成26年9月）〔解説編〕P19～20の第10章住民投票第37条条文と【解説】 ・武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）P4の【参考】住民投票制度の種類 	<p>住民投票については、ご意見の参考例にある常設型、加えて本条例の解説にある個別設置型の2通りとなり、現時点では、個別設置型としております。また、本条例を施行することにより、政策形成（課題設定、立案、決定）、実施、評価等に至るまでの過程において、町民が主体的に関わるため、町長が町民の意思を直接確認する住民投票としております。</p>

6-10	第32条全般 逐条解説（案） p.50	<p>（提案）</p> <p>本条では、地震や風水害等の災害だけをとられているようですが、現代社会の危機管理においては、コロナウイルス、環境問題、コンピューターシステム（サイバーテロ等）、業務継続計画（BCP）等に踏まえた社会生活に大きなダメージを与える要素については、危機管理上とらえるべきではないでしょうか？</p> <p>（理由）</p> <p>特に今後自治体 DX、医療 DX、教育 DX 等が推進されると、サイバーセキュリティ対策は、末端の部署においても必然性があるのでは？</p> <p>コロナウイルス等またはそれ以上のウイルス例えばエボラ出血熱（※BSL4 クラス）等、非常に危険なウイルスも当町は、空港に比較的近い場所にあるため、通貨や侵入もないとは云えないのでは？※BSL4：バクテリア・セーフティ・レベル4類</p>	<p>第32条第3項において、災害等に対する町の危機管理体制について定めています。ここでいう「災害等」とは、解説に記載のとおり、自然災害だけではなく、あらゆる事態を指すものとしており、感染症やサイバーテロ等への対応についても含まれるものであることから、原文のとおりといたします。</p>
------	---------------------------	--	---

6-11	<p>第35条 逐条解説（案） p.53</p>	<p>（提案） 町の最高法規性のある特別な条例なので、設定、改廃の最低限のルールは、定めておいた方が良いでしょう。</p> <p>ルール例</p> <p>①4年に1度定期的に見直す。 この場合、特別委員会を設置する。</p> <p>②途中で、見直す必要が発生した場合は町長と議長で協議し合意のうえ特別委員会を設置する。</p> <p>（理由） p.1の3項利根町みんなのまち基本条例制定による効果○の3番目○町政運営の基本方針の継続「今後、町長や議会の構成が変わっても、この条例で町政運営の基本的なルールを明文化することにより、継続的に協働によるまちづくりに取り組む姿勢を確認できます。」（と記載してあるため）。</p>	<p>条例の見直しについては、本条例を検証する組織の立ち上げ、その中で検討してまいります。なお、本条例の運用状況等を検証する組織については、構成員の人数、検証方法等について、今後、検討してまいります。本条例の趣旨に鑑み、公募委員を含め町民の方を中心とした構成になるものと考えております。</p>
------	----------------------------------	--	---